

アルコール検知器の使用義務化に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案の検討について

1 現状

現在、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）の施行により、安全運転管理者に対し、令和4年4月1日から目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等が義務付けられており、同年10月1日からアルコール検知器を用いて当該確認を行うこと等が義務付けられることになっていきます（道路交通法施行規則第9条の10）。

2 改正内閣府令改正案の検討

現在、警察庁において、

○ **最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること**

を改正内容とする「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について検討しています。

上記に伴い、内閣府令案に対する御意見を募集しております。意見公募に関する内容については警察庁ホームページをご確認ください。

3 令和4年4月1日施行道路交通法施行規則

(1) 第9条の10第6号

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。

(2) 第9条の10第7号

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存すること。

4 令和4年10月1日施行道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

(1) 第9条の10第6号

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。

(2) 第9条の10第7号

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

5 改正内閣府令案（4の内容を改正する案になります）

(1) 第9条の10第6号

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、~~アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う確認すること。~~

(2) 第9条の10第7号

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存し、~~並びにアルコール検知器を常時有効に保持する~~保存すること。

6 改正内閣府令施行期日（予定）

令和4年10月1日を予定しています。（あくまでも予定であり、変更される可能性がありますのでご注意ください。）